

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ 対策本部設置に係る対応レベル表
 (※低病原性鳥インフルエンザについては、家きんで発生した場合のみ対応)

区分	項目	家きん (鶏, あひる, うずら, 七面鳥, きじ, ホロホロ鳥, ダチョウ)	野鳥及び家きん以外の愛玩鳥	対策本部等の設置の考え方
レベル I	ケース	/	県内において、死亡野鳥等で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合	-
	対策本部		-	
	対策の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内養鶏場（100羽以上）に対する注意喚起 ・ 当該野鳥等発見地の半径3km以内に養鶏場がある場合、立入等により異状の有無を確認 ・ 関係所属（対策本部関係課室及び各地方振興事務所（地域事務所）へ情報提供 	
	根拠法令		-	
	プレスリリース		環境省と協議し、プレス発表	
レベル II	ケース	隣県（岩手県、秋田県、山形県、福島県）で高病原性又は低病原性鳥インフルエンザの感染が確認されたが、本県に制限区域を設定しない場合 野鳥等において、県内の広範囲において連続して発生が確認されるなど、家きんへの感染脅威が高まっていると幹事長が判断した場合	/	-
	対策本部	設置（幹事会で対応）		
	対策の内容	流通の実態把握（畜産課、食と暮らしの安全推進課）、農場立入検査		
	根拠法令	家畜伝染病予防法		
	プレスリリース	特になし		
レベル III	ケース	隣県で高病原性又は低病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、本県に制限区域を設定する場合	/	【現地地方支部（地域部）設置】 制限区域が設定される市町村を所管区域とする地方振興事務所等に設置
	対策本部	設置		
	対策の内容	移動制限等、消毒ポイントの設置・運用		
	根拠法令	家畜伝染病予防法		
	プレスリリース	明確な情報に基づきプレス発表		
レベル IV	ケース	他県の高病原性又は低病原性鳥インフルエンザの発生農場から県内に生きた家きん、家きん卵（GPセンター等で既に処理されたものを除く）、家きんの死体、家きんの排泄物等、敷料・飼料・家きん飼養器具等の汚染のおそれがある物品等が持ち込まれたことが明らかになった場合	/	【現地地方支部（地域部）設置】 持ち込まれた市町村及び制限区域が設定される恐れのある市町村を所管区域とする地方振興事務所等に設置
	対策本部	設置		
	対策の内容	移動禁止等		
	根拠法令	家畜伝染病予防法		
	プレスリリース	明確な情報に基づきプレス発表		
レベル V	ケース	県内で高病原性又は低病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合	/	【現地地方支部（地域部）設置】 発生地市町村及び制限区域が設定される市町村を所管区域とする地方振興事務所等に設置
	対策本部	設置		
	対策の内容	フル発動		
	根拠法令	家畜伝染病予防法		
	プレスリリース	病性鑑定陽性時に国と協議し、プレス発表		